

平成29年9月5日招集

秩父市議会定例会議案

目 次

議案第64号	平成28年度秩父市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	1
議案第65号	平成28年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について…	2
議案第66号	平成28年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	3
議案第67号	平成28年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について…………	4
議案第68号	平成28年度秩父市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について……	5
議案第69号	平成28年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	6
議案第70号	平成28年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	7
議案第71号	平成28年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	8
議案第72号	平成28年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について……	9
議案第73号	平成28年度秩父市立病院事業会計決算の認定について……………	10
議案第74号	秩父市個人情報保護条例及び秩父市情報公開条例の一部を改正する条例…	11
議案第75号	秩父市老人福祉センター条例の一部を改正する条例……………	14
議案第76号	秩父市税条例等の一部を改正する条例……………	15
議案第77号	秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例……………	17
議案第78号	工事請負契約の締結について……………	18

議案第79号	平成29年度秩父市一般会計補正予算（第2回）……………	19
議案第80号	平成29年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）……………	22
議案第81号	平成29年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）……………	27
議案第82号	平成29年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第1回）……………	30
議案第83号	平成29年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第1回）……………	33
議案第84号	平成29年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）……………	36
議案第85号	平成29年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算 （第1回）……………	39
議案第86号	平成29年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1回）……………	42
議案第87号	平成29年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）……………	45
議案第88号	平成29年度秩父市立病院事業会計補正予算（第1回）……………	48

議案第64号

平成28年度秩父市一般会計歳入歳出決算の認定について

平成28年度秩父市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月5日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第65号

平成28年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
平成28年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月5日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第66号

平成28年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
平成28年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月5日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 67 号

平成 28 年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 28 年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 5 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第68号

平成28年度秩父市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
平成28年度秩父市下水道事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員
の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月5日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第69号

平成28年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
平成28年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月5日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第70号

平成28年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成28年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月5日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第71号

平成28年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について
平成28年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月5日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第72号

平成28年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成28年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月5日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第73号

平成28年度秩父市立病院事業会計決算の認定について

平成28年度秩父市立病院事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月5日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第74号

秩父市個人情報保護条例及び秩父市情報公開条例の一部を改正する条例

(秩父市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 秩父市個人情報保護条例(平成17年秩父市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、同条第5号中「第23条第1項及び第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第34条において同じ。)」を加え、同号を同条第7号とし、同条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第3条第4項中「次に掲げる個人情報」を「次の各号のいずれかに該当する場合を除き、要配慮個人情報」に改め、同項ただし書を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急やむを得ないと認められるとき。

(5) 所掌事務を遂行するために必要があり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めることについて相当な理由のあるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が秩父市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めたとき。

第4条第2項第8号中「もの」を「場合」に改め、同条第4項中「電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第24条及び第53条において「電磁的記録」という。）」を「電磁的記録」に改める。

第15条第2号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第16条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第24条第1項中「、図画、写真又はフィルム」を「又は図画」に改める。

第34条中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

第35条第2項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

第53条中「、写真、フィルム」を削る。

（秩父市情報公開条例の一部改正）

第2条 秩父市情報公開条例（平成17年秩父市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、写真、フィルム」を削る。

第7条第2号中「記述等」の次に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）」を加える。

第16条第1項中「、図画、写真又はフィルム」を「又は図画」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（秩父市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

2 秩父市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成28年秩父市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第3号」を「第2条第5号」に改める。

第3条第2号中「第3条第4項ただし書」を「第3条第4項第6号」に改める。

平成29年9月5日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴う所要の改正とともに、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正内容を踏まえ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報に係る規定の追加等の改正を行いたいため。

議案第75号

秩父市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

秩父市老人福祉センター条例（平成17年秩父市条例第160号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項ただし書中「入浴施設」を「秩父市老人福祉センター溪流荘の入浴施設」に、「別表第3に定める」を「1人当たり1回につき100円の」に改め、同条第2項中「前項」を「前項ただし書」に、「許可」を「第7条第1項の許可」に改める。

別表第3を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年9月5日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

秩父市大滝老人福祉センターの入浴施設を廃止したく、所要の改正を行いたいため。

議案第76号

秩父市税条例等の一部を改正する条例

(秩父市税条例の一部改正)

第1条 秩父市税条例（平成17年秩父市条例第65号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第10条の2中第15項を第16項とし、第14項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(秩父市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 秩父市税条例等の一部を改正する条例（平成26年秩父市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「秩父市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	秩父市税条例等の一部を改正する条例（平成26年秩父市条例第23号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表 第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円

附則第16条第1項の表 第2号ア(ウ) a の項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表 第2号ア(ウ) b の項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中秩父市税条例附則第5条第1項の改正規定及び次項の規定 平成31年1月1日
 - (2) 第2条の規定 平成31年10月1日
(市民税に関する経過措置)
- 2 前項第1号に掲げる規定による改正後の秩父市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

平成29年9月5日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、グリーン化特例による軽自動車税の税率の特例等について、所要の改正を行いたいため。

議案第 77 号

秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例

秩父市都市計画税条例（平成 17 年秩父市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

附則第 15 項を附則第 16 項とする。

附則第 14 項中「若しくは第 44 項」を「、第 44 項若しくは第 45 項」に改め、同項を附則第 15 項とする。

附則第 13 項中「附則第 7 項及び第 9 項」を「附則第 8 項及び第 10 項」に、「附則第 7 項及び第 10 項」を「附則第 8 項及び第 11 項」に、「附則第 8 項、第 10 項及び第 11 項」を「附則第 9 項、第 11 項及び第 12 項」に、「附則第 10 項」を「附則第 11 項」に改め、同項を附則第 14 項とする。

附則第 12 項を附則第 13 項とする。

附則第 11 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項を附則第 9 項とし、附則第 7 項を附則第 8 項とし、附則第 6 項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 15 条第 45 項の条例で定める割合）

7 法附則第 15 条第 45 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 29 年 9 月 5 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）等の一部改正に伴い、緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例について新たに規定するほか、条文の整理を行いたいため。

議案第78号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

工 事 名	秩父市防災行政無線システム整備工事
施工箇所	秩父市地内
請負金額	金822,960,000円
請負業者	埼玉県川口市芝富士二丁目20番47号 株式会社エヌエイチケイアイテック 関東支社 支社長 徳永 好一

平成29年9月5日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

秩父市防災行政無線システム整備工事の請負契約を締結したいので、秩父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年秩父市条例第61号）第2条の規定により提出する。

議案第79号

平成29年度秩父市一般会計補正予算（第2回）

平成29年度秩父市一般会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,364,632千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,516,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月5日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		7,600,000	195,703	7,795,703
	1 地方交付税	7,600,000	195,703	7,795,703
12 分担金及び負担金		257,393	△173	257,220
	1 負 担 金	257,393	△173	257,220
14 国庫支出金		3,868,419	△554,828	3,313,591
	2 国庫補助金	1,107,423	△554,828	552,595
15 県支出金		1,711,684	582,606	2,294,290
	2 県補助金	442,308	582,006	1,024,314
	3 委 託 金	380,580	600	381,180
17 寄 附 金		206,301	1,900	208,201
	1 寄 附 金	206,301	1,900	208,201
18 繰 入 金		2,121,900	147,244	2,269,144
	1 繰 入 金	2,121,900	147,244	2,269,144
19 繰 越 金		711,505	972,629	1,684,134
	1 繰 越 金	711,505	972,629	1,684,134
20 諸 収 入		373,617	19,551	393,168
	3 貸付金元利収入	83,338	3,000	86,338
	5 雑 入	218,198	16,551	234,749
歳 入 合 計		30,151,768	1,364,632	31,516,400

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,642,502	18,855	3,661,357
	1 総務管理費	3,072,248	14,713	3,086,961
	3 戸籍住民基本台帳費	156,672	4,142	160,814
3 民生費		10,759,826	△11,021	10,748,805
	1 社会福祉費	5,157,970	△16,794	5,141,176
	2 児童福祉費	4,359,840	5,773	4,365,613
4 衛生費		2,588,690	14,524	2,603,214
	1 保健衛生費	885,568	9,524	895,092
	4 上水道費	770,181	5,000	775,181
5 労働費		87,859	486	88,345
	1 労働諸費	87,859	486	88,345
7 商工費		595,222	35,589	630,811
	1 商工費	595,222	35,589	630,811
8 土木費		3,005,600	5,313	3,010,913
	5 住宅費	109,542	5,313	114,855
9 消防費		1,492,573	100,324	1,592,897
	1 消防費	1,492,573	100,324	1,592,897
10 教育費		2,202,577	15,214	2,217,791
	1 教育総務費	397,847	7,435	405,282
	5 社会教育費	428,965	3,311	432,276
	6 保健体育費	476,815	4,468	481,283
12 公債費		4,584,161	72,121	4,656,282
	1 公債費	4,584,161	72,121	4,656,282
13 諸支出金		300,100	951,800	1,251,900
	1 基金費	300,100	951,800	1,251,900
14 予備費		111,324	161,427	272,751
	1 予備費	111,324	161,427	272,751
歳 出 合 計		30,151,768	1,364,632	31,516,400

議案第 80 号

平成 29 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）

平成 29 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 147,094 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,069,357 千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に 7,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 121,557 千円とする。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 9 月 5 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,844,819	324	1,845,143
	2 国庫補助金	470,027	324	470,351
9 繰入金		737,319	1,165	738,484
	1 他会計繰入金	737,318	1,165	738,483
10 繰越金		50,001	145,605	195,606
	1 繰越金	50,001	145,605	195,606
歳入合計		8,922,263	147,094	9,069,357

2 歳 出 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		105,097	1,497	106,594
	1 総務管理費	101,029	1,297	102,326
	3 運営協議会費	241	200	441
10 諸支出金		29,351	53,798	83,149
	1 償還金及還付加算金	5,601	53,798	59,399
11 予備費		21,860	91,799	113,659
	1 予備費	21,860	91,799	113,659
歳 出 合 計		8,922,263	147,094	9,069,357

3 歳 入 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 県支出金		9,222	△814	8,408
	1 県補助金	9,222	△814	8,408
4 繰入金		50,139	△19,305	30,834
	1 他会計繰入金	50,139	△19,305	30,834
5 繰越金		5,000	27,119	32,119
	1 繰越金	5,000	27,119	32,119
歳 入 合 計		114,557	7,000	121,557

4 歳 出 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 予 備 費		3,000	7,000	10,000
	1 予 備 費	3,000	7,000	10,000
歳 出	合 計	114,557	7,000	121,557

議案第 81 号

平成 29 年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）

平成 29 年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 171 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 736,500 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 9 月 5 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰越金		600	21	621
	1 繰越金	600	21	621
4 諸収入		1,313	150	1,463
	2 償還金及び還付加算金	1,310	150	1,460
歳 入	合 計	736,329	171	736,500

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 諸支出金		1,310	150	1,460
	1 償還金及び還付加 算金	1,310	150	1,460
3 予 備 費		603	21	624
	1 予 備 費	603	21	624
歳 出	合 計	736,329	171	736,500

議案第 82 号

平成 29 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）

平成 29 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 285,570 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,418,832 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 9 月 5 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 支払基金交付金		1,640,307	4,027	1,644,334
	1 支払基金交付金	1,640,307	4,027	1,644,334
7 繰越金		1	281,543	281,544
	1 繰越金	1	281,543	281,544
歳 入 合 計		6,133,262	285,570	6,418,832

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		231	150,553	150,784
	1 基金積立金	231	150,553	150,784
5 諸支出金		1,003	135,017	136,020
	1 償還金及還付加算 金	1,002	82,973	83,975
	2 繰 出 金	1	52,044	52,045
歳 出	合 計	6,133,262	285,570	6,418,832

議案第 83 号

平成 29 年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）

平成 29 年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 56,616 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,526,757 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 9 月 5 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰越金		120,902	59,175	180,077
	1 繰越金	120,902	59,175	180,077
6 諸収入		7,571	△2,559	5,012
	2 雑 入	7,571	△2,559	5,012
歳 入 合 計		1,470,141	56,616	1,526,757

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道事業費		944,634	1,937	946,571
	1 総務費	456,560	1,937	458,497
3 予備費		50,000	54,679	104,679
	1 予備費	50,000	54,679	104,679
歳 出 合 計		1,470,141	56,616	1,526,757

議案第 8 4 号

平成 2 9 年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 回）

平成 2 9 年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3, 207 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 175, 175 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 9 年 9 月 5 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		28,809	△3,207	25,602
	1 繰越金	28,809	△3,207	25,602
歳入合計		178,382	△3,207	175,175

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 予備費		10,000	△3,207	6,793
	1 予備費	10,000	△3,207	6,793
歳出合計		178,382	△3,207	175,175

議案第 85 号

平成 29 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 回）

平成 29 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,271 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 258,824 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 9 月 5 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰越金		17,000	5,271	22,271
	1 繰越金	17,000	5,271	22,271
7 諸収入		1,000	△1,000	0
	1 雑 入	1,000	△1,000	0
歳 入 合 計		254,553	4,271	258,824

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		13,752	332	14,084
	1 総務管理費	13,752	332	14,084
5 予備費		10,000	3,939	13,939
	1 予備費	10,000	3,939	13,939
歳 出 合 計		254,553	4,271	258,824

議案第 86 号

平成 29 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第 1 回）

平成 29 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 464 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33,223 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 9 月 5 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		22,300	464	22,764
	1 繰越金	22,300	464	22,764
歳入合計		32,759	464	33,223

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 卸売市場費		13,550	980	14,530
	1 卸売市場費	13,550	980	14,530
2 予 備 費		19,209	△516	18,693
	1 予 備 費	19,209	△516	18,693
歳 出 合 計		32,759	464	33,223

議案第 87 号

平成 29 年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）

平成 29 年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,298 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 195,572 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 9 月 5 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		126,950	11,298	138,248
	1 繰越金	126,950	11,298	138,248
歳入合計		184,274	11,298	195,572

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予 備 費		62,012	11,298	73,310
	1 予 備 費	62,012	11,298	73,310
歳 出	合 計	184,274	11,298	195,572

議案第 88 号

平成 29 年度秩父市立病院事業会計補正予算（第 1 回）

第 1 条 平成 29 年度秩父市立病院事業会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 29 年度秩父市立病院事業会計予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 109,019 千円」を「不足する額 115,520 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 108,919 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 115,420 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		収	入
第 1 款 資本的収入	146,037 千円	2,000 千円	148,037 千円
第 3 項 補助金	0 千円	2,000 千円	2,000 千円
		支	出
第 1 款 資本的支出	255,056 千円	8,501 千円	263,557 千円
第 1 項 建設改良費	90,895 千円	8,501 千円	99,396 千円

平成 29 年 9 月 5 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康